

「特定利用空港・港湾」の全国の指定状況は？

2025年4月1日現在、北海道と西日本、南西諸島を中心に、全国で11空港、25港湾が指定されています。その後、指定ゼロだった東北では今年6月に青森県が県管理の青森空港及び青森港の指定を確認しました。岩手

県でも県管理の花巻空港の指定について国が説明を行っています。

空港や港湾における自衛隊の軍事利用化が全国で展開されようとしています。

宮城県の「特定利用」指定の動きの経過は？

政府は昨年秋頃から、宮城県・名取市・岩沼市に対して仙台空港の「特定利用空港」化の話をしてきており、7月8日に岩沼市・名取市でそれぞれ説明会を行いました。

また、翌9日に、仙台塩釜港の「特定利用港湾」化の説明を宮城県・仙台市・石巻市・塩竈市・多賀城市・東

松島市・松島町・七ヶ浜町に対して行いました。

仙台空港は「インフラ管理者」が国であることもあり、8月中にも指定を進めたいとの意向が表明されていること、仙台塩釜港の「インフラ管理者」は宮城県で、指定時期についての言及はなかったと県当局は7月18日の建設企業委員会で答弁しています。

県は住民の立場で指定に反対を

7月の建設企業委員会での党県議の追及に対し、県は「特定利用空港・港湾はあくまでも平時の際の枠組みで有事とはリンクされない」との認識を強調しました。しかし、前述のとおり、戦闘機の離着陸訓練等が「戦争の準備ではない」と言い切れるものでは決してありません。

また、「仙台空港は国がインフラ管理者なので県は拒否

できない」という態度では、憲法が保障する地方自治の原則を守れません。

地域住民の立場で、仙台空港について特定利用の指定をしないよう国に求めること、仙台塩釜港について特定利用の指定に同意しないこと、国との協議状況を県民に知らせることが、県に求められます。

戦争の準備でなく平和のための外交こそ

昨今の国際情勢から「日本も他国から攻められるのでは。備えが必要では」と不安を持たれる方も少なくないことでしょう。しかし「軍事対軍事」で軍備拡大を進めることは、かえって戦争誘発の危険を高めます。

また、「集団的自衛権」を認めてしまっている安保法制の下では、日本が攻められていなくても、同盟国アメリカが関わる戦争に日本が巻き込まれる懸念が強まります。

他国から攻められることがないようにするためにも、戦争の準備を進めるのではなく、日本国憲法前文・9条の「不戦の誓い」を生かした平和の外交、対話の努力を進めることが何より大切です。

戦後80年となるこの夏、戦争につながる動きに鈍感になることなく、平和への思い、そして行動を強めてまいりましょう。

航空自衛隊

松島基地、2年連続米軍訓練拠点に

昨年6月の米国主催多国間演習「ヴァリアント・シールド2024」に続いて今年7月に実施された米軍主催訓練「レゾリュート・フォース・パシフィック」では、米軍戦闘機12機程度、米軍約260人が参加し、松島基地での展開訓練を実施。米軍戦闘機は松島基地から離着陸し、洋上で航空自衛隊機と訓練を実施しました。昨年も今年も三沢米軍基地（青森県三沢市）が敵国の攻撃を受け、滑走路などが使用できなくなった際の代替施設として松島基地を使用すると想定しての訓練です。

地域住民からは、この間、三沢基地所属の無人偵察機・グローバルホークの飛来や、空自のパイロット養成基地である松島基地が米軍の実戦部隊の訓練拠点になったことについて、松島基地の位置づけや取り巻く環境の変化に不安を感じるとの声も出されています。

7月の総務企画委員会で、党県議は米軍の軍事行動に自衛隊が組み込まれていくこと、洋上で操業中の漁船・漁業者の頭上で訓練が行われることについての危険性等について指摘し、県の対応を質しました。



県に対する、党県議団、仙台市議・名取市議・岩沼市議（団）による「仙台空港と仙台塩釜港を『特定利用空港・港湾』として同意しないよう求める要望書」提出・申し入れ（7月2日）

（※1）特定公共施設利用法

正式名称「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」。第7条に「対策本部長は、特定の港湾施設に対し、…特定の者の優先的な利用を確保することが特に必要であると認める時は、…当該特定の港湾施設の港湾管理者に対し、当該特定の港湾施設の全部又は一部を特定の者に優先的に利用させるよう要請することができる」とあり、第9条では港湾管理者が応じなかった場合、内閣総理大臣は「港湾管理者に対し、当該所要の利用を確保すべきことを指示することができる」とあります。この「港湾」部分は様々な公共施設に準用することになっています。